

## 山形市立第三中学校 部活動方針

### 1 山形市立第三中学校部活動基本方針

- (1) 学校教育の一環として、「生きる力」の育成を目指す。
- (2) 活動を通して個性の伸長と好ましい人間関係の構築を図る。また、生涯スポーツの基礎となる精神と技術の確立を養う。
- (3) リーダーシップとフォロアーシップに基づいた、部長を中心とした生徒が自主的に活動する力をつける。
- (4) より高い目標に向かって意欲的に活動し、困難を乗り越える力を育て、達成感や成就感を味わわせる。
- (5) 教員はいずれか1つの部を担当し、全職員体制をつくる。顧問・保護者・学年の共通理解のもと指導にあたる。

### 2 部活動の休養日及び活動時間について

#### (1) 休養日

①平 日：週1日一斉の活動停止日を設ける。※原則、定時退校日

②週休日：必ず1日は休養日とする。

※原則、活動は土曜日とし、日曜日を休養日とする

#### (2) 活動時間

2時間程度とする。

#### (3) 長期休業中の休養日について

①長期休業中の土日は原則として活動しない。活動する場合は、事前に校長の許可を得る。

#### (4) その他

①始業前活動は禁止とする。

②定期テスト前3日間は部活動休止日とする。

③市中総体・市新人大会等の大会（上位大会を含む）に限り、特例として3週間前から強調週間とし、必要に応じて土日両日の活動を認める。ただし、その場合は、直近の登校日を必ず休養日とする。

④上記以外に必要なに応じて、年2回を限度に土日の活動を認める。（冠大会、合宿など）ただし、教育委員会主催またはそれに準ずるものは除く。

⑤3連休の場合は必ず1日は休養日とし、さらに休み明けの直近の登校日を休養日とする。

⑥延長活動については、市中総体・市新人大会等の大会（上位大会も含む）の3週間前から強調週間として平日1時間（冬期間は30分）の延長活動を可とする。それ以外の大会（教育委員会主催またはそれに準ずるもの）のための延長は2週間前からとし、部顧問の申請により特別に校長が認めたものに限る。

### 3 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。
- (2) 部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会として部員全員の参加を前提とするような練習会（クラブ活動）を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る。
- (3) 「地域スポーツクラブ」への部員の加入については任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、保護者に理解と協力を得る。

### 4 合宿、県外遠征等について

- (1) 合宿や県外遠征等については、あくまでも強制するものではないことを確認の上、部顧問の申請により校長の許可を得ることとする。その際、市教育委員会への申請も含まれるので、1ヶ月前を原則とする。
- (2) 保護者との計画段階での目的、内容、経費等の事前相談や連絡を密に取り、参加確認を確実にとる。

### 5 活動計画について

- (1) 部活動の方針をPTA総会で公表し、生徒や保護者と情報を共有する。
- (2) 部顧問は、事前に月毎の活動計画を作成し、生徒や保護者と情報を共有する。

### 6 その他

- (1) 年に1回、各部活動の保護者代表者を含めた部活動運営委員会を実施し、学校の部活動方針や取り組みについて理解と協力を求めるよう努める。

※上記以外の事項については、山形市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日：2019年4月1日

一部改訂：2020年6月1日

一部改訂：2021年4月1日

一部改訂：2022年4月1日